

## 新旧対照表

【特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に基づく特定水産動植物等の通関の際における取扱いについて（令和4年11月18日財関第843号）】  
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に基づく特定水産動植物等の通関の際における取扱いについて	特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に基づく特定水産動植物等の通関の際における取扱いについて
財関第843号 令和4年11月18日 <u>改正 財関第1108号</u> <u>令和7年11月13日</u>	財関第843号 令和4年11月18日
標記のことについて、別添のとおり、水産庁長官から依頼があったことから、令和4年12月1日以降はこれにより実施することとなるので了知の上、関係職員及び関係者へ周知願いたい。	標記のことについて、別添のとおり、水産庁長官から依頼があったことから、令和4年12月1日以降はこれにより実施することとなるので了知の上、関係職員及び関係者へ周知願いたい。
<b>別添</b>	<b>別添</b>
4水漁第1134号 令和4年11月18日 <u>改正 7水漁第1179号</u> <u>令和7年11月13日</u>	4水漁第1134号 令和4年11月18日
財務省関税局長 殿	財務省関税局長 殿
水産庁長官	水産庁長官
水産流通適正化法に係る通関の際における取扱いについて（依頼）	水産流通適正化法に係る通関の際における取扱いについて（依頼）
1及び2 （省略）	1及び2 （同左）
3 税関への確認依頼事項	3 税関への確認依頼事項
(1) 特定第一種水産動植物等関係	(1) 特定第一種水産動植物等関係
① （省略）	① （同左）
② <u>輸出される特定第一種水産動植物等があわび又はなまこ（その加工品を含む。）であって、次に掲げる i～iiiのいずれかに該当する場合は、適</u>	② <u>次の場合は、適法漁獲等証明書又はその写しの添付は不要とする。</u>

## 新旧対照表

【特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に基づく特定水産動植物等の通関の際における取扱いについて（令和4年11月18日財閥第843号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
法漁獲等証明書又はその写しの添付は不要とする。 i ~ iii (省略) (2) (省略)	i ~ iii (同左) (2) (同左)
4 その他 前記3の税關における確認に関して疑義が生じた場合には、その都度水產庁漁政部加工流通課水產流通適正化推進室、ただし、 <u>うなぎの稚魚</u> について、増殖推進部栽培養殖課内水面漁業振興室に照会されたい。	4 その他 前記3の税關における確認に関して疑義が生じた場合には、その都度水產庁漁政部加工流通課水產流通適正化推進室に照会されたい。
(別紙1：特定第一種水産動植物等)	(別紙1：特定第一種水産動植物等)
1 輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和62年大蔵省告示第94号。以下「大蔵省告示」という。）の輸出統計品目表 <u>第0301・92号</u> 、 <u>第0307・81号</u> 及び <u>第0308・11号</u> の品目欄に掲げるもの。	1 輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和62年大蔵省告示第94号。以下「大蔵省告示」という。）の輸出統計品目表第0307・81号及び第0308・11号の品目欄に掲げるもの。
2 (省略)  上記1及び2に掲げるもののうち、以下の輸出統計品目番号に該当する <u>うなぎの稚魚</u> （全長13センチメートル以下のものをいう。）、アワビ、ナマコに係る品目のみが確認対象となる。	2 (同左)  上記1及び2に掲げるもののうち、以下の輸出統計品目番号に該当するアワビ、ナマコに係る品目のみが確認対象となる。
<u>うなぎの稚魚</u> 輸出統計品目番号 品 目（代表例） 0301 92 000 うなぎ（活）	(新設)
アワビ及びナマコ (省略)	アワビ及びナマコ (同左)
※ <u>2025</u> 年1月1日版輸出統計品目表に基づく。	※ <u>2022</u> 年1月1日版輸出統計品目表に基づく。